

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和2年 9月 4日

京都府知事 様



提出者

住 所 大阪市北区芝田2-7-18

ルーシッドスクエア梅田

氏 名 五洋建設株式会社 大阪支店

常務執行役員支店長 島内 理

電話番号 06-6486-2115

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	五洋建設株式会社 大阪支店
事業場の所在地	大阪市北区芝田2-7-18 ルーシッドスクエア梅田
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	0600 総合工事業(主として管理事務を行う本社等)
②事業の規模	令和元年度 大阪支店 完工高50,859百万円
③従業員数	242名(令和2年3月31日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 新築工事により相当量のがれき類、建設系混合廃棄物が発生したが適正に処理した。	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙3の通り
	排出量	t
	(今後実施する予定の取組) 現状取り組みを維持継続し、その他の品目では排出量削減に配慮する。	

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 国土交通省で定義する建設廃棄物の分類に基づいて、各作業所で可能な限り分別を実施し、廃棄物発生量の総量の削減を目指している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら再生利用を行わない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 自ら再生利用を行わない		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	t
(これまでに実施した取組) 自ら中間処理を行わない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	t
(今後実施する予定の取組) 自ら中間処理を行わない			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行わない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ¹ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行わない		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和元年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙3 前年度実績の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 電子マニフェストに対応している収集・運搬、中間処理業者に優先的に委託した。優良認定処理業者、認定熱回収業者を優先して選定した。		

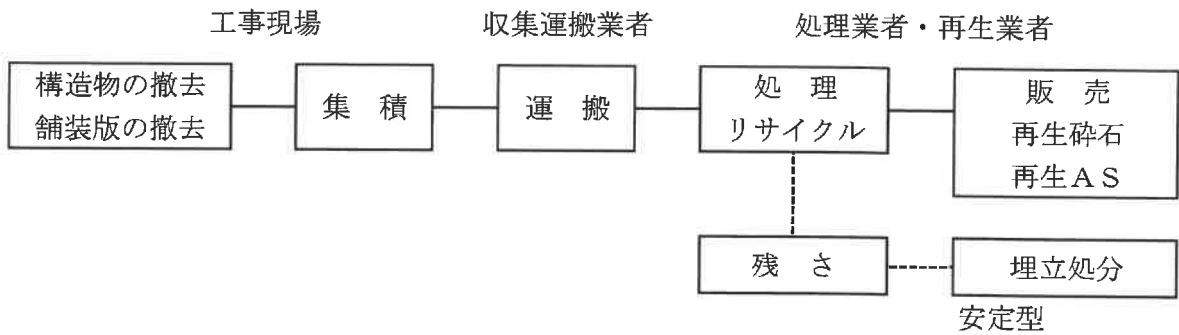
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0800 木くず
	全処理委託量	10 t	50 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	50 t
	再生利用者への 処理委託量	0 t	50 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	50 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	産業廃棄物の種類	1500 がれき類	2020 管理型建設混合 廃棄物
	全処理委託量	1000 t	50 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	500 t	10 t
	再生利用者への 処理委託量	1000 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	<p>(今後実施する予定の取組) 現状取り組みの継続。 優良認定処理業者、認定熱回収業者を選定するよう配慮する。</p>		
	※事務処理欄		

備考

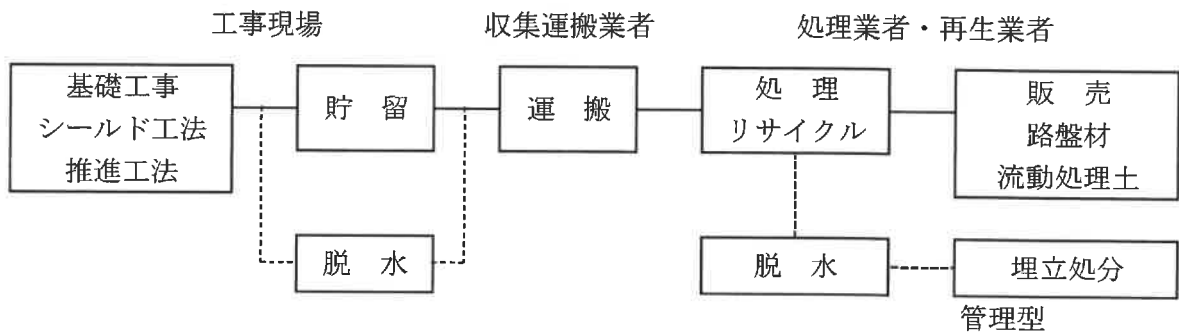
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

廃棄物処理フロー (別紙1)

1. がれき類



2. 汚泥



3. その他 (木くず、廃プラスチック類、金属くず等)

